

平成17年 9 月 2 日

制定

第1章 総則

第1条 本通信教育部は、神戸親和大学学則（昭和41年4月1日制定）第2条の3の規定に基づき、主として通信教育の方法による教育を受ける機会の拡充と、総合的判断力をもち主体的に社会に対応できる人間を育成することを目的とする。

第2条 本通信教育部は、その教育研究の水準の向上を図り、前条に掲げる教育目的及び社会的使命を達成するため、本通信教育部の教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う。

2 前項の自己点検及び評価に関する細目は、別にこれを定める。

第3条 本通信教育部は、教育学部教育学科における通信教育の課程を実施する。

2 教育学部教育学科に保育学コースを置く。

第4条 本通信教育部の学生定員は、次のとおりとする。

学部	学科	入学定員	編入学定員	収容定員
教育学部	教育学科	200名	3年次 400名	1,600名
	計	200名	3年次 400名	1,600名

2 前項に定める教育学部教育学科における入学定員200名のうち、保育学コースの入学定員は100名とする。

第5条 本通信教育部の修業年限は、4年とする。なお、在学期間は、10年を超えることはできない。

2 3年次編入学生の修業年限は、2年とする。なお、在学期間は、6年を超えることはできない。

第2章 組織

第6条 本通信教育部の授業は、原則として神戸親和大学（以下「本学」という。）通学の課程の教員がこれに当たる。

2 前項に定めるもののほか、必要に応じて講師を委嘱することができる。

3 必要に応じて、レポートの添削指導を行う「添削指導員」及び科目修了試験の採点を補助する「採点補助員」を委嘱することができる。

第7条 本通信教育部に通信教育部長を置く。通信教育部長の候補者選考に関する事項については、別にこれを定める。

2 本通信教育部に通信教育部事務室を置く。

第3章 教授会及び通信教育部運営委員会

第8条 本学教授会は、通信教育部の課程についても本学学則所定の権限を行う。

第9条 本通信教育部に通信教育部運営委員会を置き、通信教育部の教学に関する重要事項を審議する。

2 通信教育部運営委員会の構成及び運営に関する事項については、別にこれを定める。

第4章 教育課程及び授業科目

第10条 本通信教育部の教育課程は、共通教育科目群及び専門教育科目群から成る。

2 前項の教育課程の授業科目、単位及び履修方法は、別表第1のとおりとする。

3 各授業科目の履修方法の細目は、学生要覧及び親和通信をもって周知する。

第11条 教育学部教育学科において、教育職員免許状を取得しようとする者は、その免許状の種類に応じて教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に定める所定の単位を修得しなければならない。

2 本通信教育部の課程で取得できる免許状の種類及び教科は、次のとおりとする。

教育学部 教育学科

小学校教諭1種免許状

幼稚園教諭1種免許状

特別支援学校教諭1種免許状

3 教育学部教育学科保育学コースにおいて、保育士の資格を得ようとする者は、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第6条の2第1項第3号の規定により、別表第2に定める単位を修得し、卒業要件を満たして卒業しなければならない。科目の履修については、別にこれを定める。

第12条 削除

第13条 削除

第5章 入学、編入学、休学、退学、除籍、復学、再入学、転学及び転籍

第14条 入学は、毎年4月又は10月とする。

2 4月入学生の学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。10月入学生の学年は、10月1日に始まり、翌年9月30日に終わる。

第15条 本通信教育部に入学できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 高等学校を卒業した者

(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者及び通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者

(3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者

(4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(5) 文部科学大臣の指定した者

(6) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）により文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者

(7) 相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると本学が認めた者

2 編入学できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 他の大学の学部で2年以上在学し、62単位以上を修得した者

(2) 短期大学を卒業した者

(3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第56条に規定する大学入学資格を有する者で文部科学大臣が定める基準（修業年限2年以上で、かつ、課程の修了に必要な総授業時間数が1700時間以上）を満たす専修学校の専門課程を修了した者

(4) その他、前3号に掲げる者と同等以上の学力があると本学が認めた者

第16条 入学は、選考の上、これを許可する。選考は、原則として書類選考とし、必要書類は学生募集要項に定める。

第17条 入学志願者は、前条に定める必要書類に入学検定料を添えて、指定された期日までに提出しなければならない。

第18条 入学を許可された者は、本学の指定した期日までに第49条に定める学費を納め、保証書その他入学に関する必要書類を提出しなければならない。

第19条 保証書に記載する保証人は、成年者でなければならない。

第20条 保証人を変更する場合は、遅滞なく新保証人と連署した所定の保証書を提出しなければならない。

第21条 病気その他やむを得ない事由により休学又は退学をしようとする者は、保証人連署の上、学長に願い出て許可を得なければならない。

2 休学期間は、1箇年単位とし、その期間は在学期間に算入しない。

3 休学期間は、通算して4年を超えることはできない。

4 休学の事由がなくなったときは、保証人連署の上、学長に願い出て許可を得て、復学することができる。

第22条 次の各号のいずれかに該当する者は、除籍する。

(1) 所定の期日までに学費を納入しない者

(2) 第5条に定める在学期間を超える者

第23条 退学した者又は除籍された者が同一学科に再入学を希望するときは、第16条の定めにかかわらず、2年以内に限り審議の上、許可することがある。

第24条 学生が他の大学に転学しようとするときは、保証人連署の上、学長に願い出て許可を得なければならない。

第25条 本通信教育部の学生で、本学の通学の課程に転籍を希望する者に対しては、選考の上、教授会の議を経て転籍を認めることができる。

第26条 本学の通学の課程の学生で、本通信教育部に転籍を希望する者に対しては、選考の上、教授会の議を経て転籍を認めることができる。

第27条 本通信教育部の学生は、同時に学校教育法第1条に定める他の学校に正規の学生として在学することはできない。

第6章 授業及び学習指導

第28条 授業科目は、これを4学年に配当する。

第29条 授業は、印刷教材等による授業、放送その他これに準ずるものによる授業、面接授業又はメディアを利用して行う授業のいずれか、又は、これらの併用によって行う。

第30条 面接授業又はメディアを利用して行う授業においては、各科目に対する単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、おおむね15時間から45時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもって1単位として単位数を計算するものとする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、大学が定める時間の授業をもって1単位とすることができる。

第31条 印刷教材等による授業においては、45時間の学修を必要とする印刷教材等による学修をもって1単位とする。

第32条 放送その他これに準ずるものによる授業においては、15時間の授業をもって1単位とする。

第33条 学生の学修を補助するための機関誌及びパンフレット等の補助教材を配布することができる。

第34条 学生は、教科書の内容に対して、質問票により随時質問することができる。

2 質問応答に要する通信費は、質問者の負担とする。

第35条 学生は、印刷教材等による授業の示された報告課題について、科目ごとに1単位につき1通のレポートを提出し、添削指導を受けなければならない。

第7章 試験及び単位の認定

第36条 科目試験は、筆記試験、レポート（論文）試験、口述試験、実技試験又はその他の方法によって行い、その時期及び方法等については別に定める。

2 各履修科目の修了時における成績の評価は、100点を満点とし、60点以上を合格、60点未満を不合格とする。

第37条 単位認定された授業科目については、本人の請求により成績に関する証明書を交付することができる。

2 本学が発行する成績に関する証明書の成績表示は、次の段階によらなければならない。

100点～80点 A

79点～70点 B

69点～60点 C

59点以下 D

3 本学が当該者の入学前の既修得単位によって認定した授業科目については、「R」の表示をもって記載する。

第38条 不合格科目については、再試験を行うことができる。

第39条 印刷教材等による授業の科目試験を受けることができる者は、第35条に定める報告課題に対するレポートを提出し、所定の成績を修め、受験資格を認められた者でなければならない。

第40条 科目試験に合格した者には、授業科目所定の単位を与える。

第41条 編入学又は転籍を許可された者の入学（転籍）前の既修得単位については、教育上有益と認められる場合、本通信教育部において修得したものとして認定することができる。

2 単位の認定方法については、別にこれを定める。

第8章 卒業の要件及び学士学位

第42条 卒業資格を得るための要件は、次のとおりとする。

- (1) 4年以上在学し、第10条に定める教育課程から合計124単位以上を修得しなければならない。
- (2) 前号の124単位のうち、30単位以上を面接授業又はメディアを利用して行う授業により修得しなければならない。
- (3) 卒業資格試験に合格しなければならない。

第43条 卒業の決定は、前条の要件を満たした学生に対し、教授会がこれを行う。

- 2 前項の規定により卒業が決定した者には、学士の学位を授与し、「学位記」を交付する。
- 3 学位及びその授与等に関しては、別に定める本学学位規程の定めによる。

第9章 科目等履修生

第44条 本通信教育部の授業科目の一部を履修しようとする者があるときは、学生の定員に余裕のある場合に限り、科目等履修生として履修を許可することができる。

2 科目等履修生の登録期間は1年とし、申出により継続することができる。

第45条 科目等履修生として履修を許可する者は、大学の入学資格を有する者で選考を経た者とする。

第46条 科目等履修生が、履修し合格した授業科目については、その授業科目所定の単位を与えることができる。

第47条 本通信教育部の科目等履修生であった者が、通信教育部の正科生として入学した場合、科目等履修生として修得した授業科目の単位は、本学で教育上有益と認めるときは、第10条に定める授業科目及び単位数として認定することができる。

2 前項の科目等履修生として在籍した期間は、本通信教育部の正規の課程の在学年数に算入しない。

第48条 科目等履修生については、この章に規定するもののほか、第8章の規定を除き、この規程における他の各章の規定を準用する。

第10章 学費及びその他納付金

第49条 本通信教育部における学費とは、入学金、編入学金、教育充実費（設備費）、科目等履修登録料、授業料、面接授業（スクーリング）受講料、科目等履修継続料、卒業論文（研究）審査料、資格登録料及び転籍料をいう。

2 別表第4に定める学費の内、授業料及び教育充実費（設備費）は次の各号の所定の期日までに納めなければならない。

- (1) 4月入学生は、4月30日
- (2) 10月入学生は、10月31日

3 前項の期日までに授業料及び教育充実費（設備費）を納付しなかった者は、次の各号の所定期日ま

で延滞料及び滞納授業料及び教育充実費（設備費）を納入しなければならない。

(1) 4月入学生は、7月31日

(2) 10月入学生は、1月31日

4 前項の期日までに延滞料及び滞納授業料及び教育充実費（設備費）を納付しなかった者は、第22条第1項第1号の規定により除籍となる。

5 入学金、編入学金、科目等履修登録料、科目等履修継続料、卒業論文（研究）審査料、資格登録料、転籍料は、所定の期日までに納めなければならない。

6 面接授業（スクーリング）受講料徴収の取扱いについては、神戸親和大学通信教育部スクーリング受講料取扱要項に定める。

7 別表第4に定めるその他の納付金は、所定の期日までに納めなければならない。

8 学費及びその他納付金は、その額を変更することがある。

第50条 休学中の学費は、徴収しない。ただし、休学在籍料を納入しなければならない。

第51条 既納の入学検定料及び学費は、返還しない。

第11章 賞罰

第52条 学業優秀にして他の模範となる者に対しては、賞することができる。

第53条 本学の学生にして本学の教育の趣旨に背き、又は学生の本分にもとる行為があるときは、学長は教授会の意見を聴いて、これに懲戒を加えることができる。

2 懲戒に関する規程については、別にこれを定める。

第12章 学生証及び科目等履修生証

第54条 本通信教育部の正科生には、学生証を交付する。

2 本通信教育部の科目等履修生には、科目等履修生証を交付する。

第55条 試験、面接授業に出席する場合及び必要な場合には、学生証又は科目等履修生証を提示しなければならない。

第13章 その他

第56条 この規程に定めのないものについては、本学学則の定めるところによる。

附 則

1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

2 第11条第3項に規定する保育士の資格取得に関する事項は、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

- 2 第40条の規定は、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年2月22日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第5条の規定は、平成20年度以前の入学生にも適用する。

- 2 第5条第2項、第10条別表第1〔専門教育科目群福祉臨床学科〕、第12条、第12条別表第3—1、第13条別表第3—2、第42条第3号、第49条別表第4については、3年次編入学生においても適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 第11条第2項に定める特別支援学校教諭1種免許状取得については、平成22年4月1日現在在籍者においても適用する。
- 3 前項の規定により、特別支援学校教諭1種免許状を取得しようとする者の同免許に関する学費については、別表第4（第49条関係）〔学費 平成22年度以降の入学生及び科目等履修生に適用〕の科目等履修生の欄を適用する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 第10条別表第1〔専門教育科目群福祉臨床学科〕、第13条、第13条別表第3—2、第49条別表第4については、3年次編入学生においても適用する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

- 2 第49条別表第4のA群科目「就労支援サービス」、「更生保護制度」及びB群科目「保育実践演習」については、平成25年4月1日現在在籍者においても適用する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行し、改正後の第49条第2項から第8項については、平成27年4月1日現在在籍者においても適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 第10条別表第1〔専門教育科目群福祉臨床学科〕については、3年次編入学生においても適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 第49条別表第4については、3年次編入学生においても適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行し、改正後の第49条別表第4の〔その他納付金〕の各種手数料については、平成29年4月1日現在在籍者においても適用する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成31年4月から発達教育学部福祉臨床学科の学生募集を停止し、在学生の卒業を待って廃止する。
ただし、3年次編入学定員は平成33年4月から学生募集を停止する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 第10条別表第1〔専門教育科目群児童教育学科〕、第11条、第11条別表第2、第49条別表第4については、3年次編入学生においても適用する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 第10条別表第1〔専門教育科目群児童教育学科〕については、3年次編入学生においても適用する。

附 則

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この規程施行の際、令和4年度以前に入学した学生は、校名について神戸親和大学の適用を受けるほかは、それぞれ入学年度における大学学則及び通信教育部規程の定めによる。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第10条別表第1、第11条、第49条別表第4については、3年次編入学生においても適用する。
- 3 第49条別表第4〔その他納付金〕の各種手数料については、令和7年4月1日現在在籍者においても適用する。

別表第1（第10条関係）

〔共通教育科目群〕

授業科目	単位		開講年次	備考
	必修	選択		
(ベシク・ス キル)				
通信教育入門2			1	
日本語表現	2		1	
総合英語	2		1	保育学コースの者 は必修
英語	2		1	
スポーツ実技	2		1	保育学コースの者 は必修
健康行動学	2		1	保育学コースの者 は必修
情報基礎	2		1	
(コモン・センス)				
日本国憲法	2		1	保育学コースの者 は選択必修
文学	4		1	

心理学		4	1	
哲学		4	1	
経済学		4	1	
法学		4	1	
社会学		4	1	保育学コースの者は選択必修
地理学		4	1	
文化人類学		4	1	
数学		4	1	
生物学		4	1	
栄養学		4	1	
(総合学習)				
多文化社会		2	2	
情報と社会		2	2	
国際理解教育論		2	2	保育学コースの者は選択必修
環境教育論		2	2	保育学コースの者は選択必修

〔専門教育科目群 教育学科〕

授業科目	単位		開講年次	備考
	必修	選択		
(基本科目)				
教育原理	2		1	
教育心理学	2		1	
教育哲学	2		3	
人権教育	2		3	
(演習科目)				
教育学演習Ⅰ	2		1	
教育学演習Ⅱ	2		3	
(基幹科目)				
国語	2		2	
算数	2		2	
生活	2		2	

社会	2	2	
理科	2	2	
家庭	2	2	
外国語(英語)	2	2	
児童体育	2	1	
児童音楽	2	1	
図画工作	2	1	
子どもと健康	2	1	保育学コースの者は選択必修
子どもと人間関係	2	1	保育学コースの者は選択必修
子どもと環境	2	1	保育学コースの者は選択必修
子どもと言葉	2	1	保育学コースの者は選択必修
子どもと音楽表現	2	2	保育学コースの者は必修
子どもと造形表現	2	2	保育学コースの者は必修
子どもと身体表現	2	2	保育学コースの者は必修
児童心理学	2	2	
幼児心理学	2	2	
学習心理学	2	3	
健康心理学	2	3	
教育臨床心理学	4	3	
発達心理学	2	2	保育学コースの者は必修
子ども家庭支援の心理学	2	1	保育学コースの者は必修
子どもの理解と援助	1	1	保育学コースの者は必修
社会心理学	2	2	

青年心理学		2	2	
家族心理学		2	2	
教職論		2	1	
幼児教育原理		2	1	保育学コースの者は選択必修
初等教育原理		2	2	
教育社会学		2	3	
教育方法論		2	3	
特別支援教育 入門（初等）		1	2	
教育課程論 （初等）		2	3	
幼児教育課程 論		2	2	保育学コースの者は必修
道德教育の指 導法（初等）		2	3	
総合的な学習 の時間の指導 法（初等）		2	2	
特別活動の指 導法（初等）		2	3	
子ども家庭福 祉Ⅰ		2	3	保育学コースの者は必修
子ども家庭福 祉Ⅱ		2	3	保育学コースの者は選択必修
保育者論		2	1	保育学コースの者は必修
保育原理		2	1	保育学コースの者は必修
社会的養護Ⅰ		2	2	保育学コースの者は必修
子どもの保健		2	3	保育学コースの者は必修
子どもの健康		1	3	保育学コースの者

と安全				は必修
子どもの食と 栄養		2	3	保育学コースの者 は必修
教職実践演習 (幼・小)		2	4	
保育・教職実 践演習 (幼)		2	4	保育学コースの者 は必修
(発展科目)				
教科教育法・ 国語		2	2	
教科教育法・ 社会		2	2	
教科教育法・ 算数		2	2	
教科教育法・ 理科		2	3	
教科教育法・ 生活		2	2	
教科教育法・ 音楽		2	3	
教科教育法・ 図画工作		2	3	
教科教育法・ 家庭		2	2	
教科教育法・ 体育		2	3	
教科教育法・ 外国語(英語)		2	2	
保育内容 (健 康)		2	2	保育学コースの者 は必修
保育内容 (人 間関係)		2	2	保育学コースの者 は必修
保育内容 (環 境)		2	2	保育学コースの者 は必修

保育内容（言葉）		2	2	保育学コースの者は必修
保育内容（表現）		2	2	保育学コースの者は必修
保育内容（総論）		2	4	保育学コースの者は必修
教育方法・ICT活用論（初等）		2	2	
生徒・進路指導論（初等）		2	3	
教育相談（初等）		2	3	
幼児理解		2	3	保育学コースの者は選択必修
社会福祉論		2	3	保育学コースの者は必修
子ども家庭支援論		2	3	保育学コースの者は必修
乳児保育論		2	1	保育学コースの者は必修
乳児保育演習		1	2	保育学コースの者は必修
障害児保育論Ⅰ		2	3	保育学コースの者は必修
障害児保育論Ⅱ		2	3	保育学コースの者は選択必修
社会的養護Ⅱ		2	2	保育学コースの者は必修
子育て支援		1	3	保育学コースの者は必修
子どもと人権		2	2	
現代保育論		2	4	保育学コースの者は選択必修

子育て相談・ 支援の理論と 実際		2	4	
児童教育学特 殊講義Ⅰ		2	3	
児童教育学特 殊講義Ⅱ		2	4	
教育実習（初 等）		4	4	
教育実習事 前・事後指導 （初等）		1	4	
保育実習ⅠA （保育所）		2	3	保育学コースの者 は必修
保育実習ⅠB （施設）		2	4	保育学コースの者 は必修
保育実習指導 ⅠA（保育所）		1	3	保育学コースの者 は必修
保育実習指導 ⅠB（施設）		1	4	保育学コースの者 は必修
保育実習Ⅱ （保育所）		2	3	保育学コースの者 は必修
保育実習指導 Ⅱ（保育所）		1	3	保育学コースの者 は必修
特別支援教育 基礎理論		2	1	
知的障害児の 心理A		1	1	
知的障害児の 心理B		1	2	
知的障害児の 生理・病理		2	1	
肢体不自由児 の心理・生		1	1	

理・病理A				
肢体不自由児 の心理・生 理・病理B		1	2	
病弱児の心 理・生理・病 理A		1	1	
病弱児の心 理・生理・病 理B		1	2	
知的障害児教 育論ⅠA		1	1	
知的障害児教 育論ⅠB		1	2	
知的障害児教 育論Ⅱ		2	1	
肢体不自由児 教育論A		1	1	
肢体不自由児 教育論B		1	2	
病弱児教育論		2	1	
視覚障害児の 心理・生理・ 病理		1	1	
聴覚障害児の 心理・生理・ 病理		1	1	
視覚障害児教 育指導法		1	2	
聴覚障害児教 育指導法		1	2	
発達障害児教 育論A		1	1	
発達障害児教		1	2	

育論B				
特別支援学校 教育実習事前 事後指導		1	4	
特別支援学校 教育実習		2	4	
幼児教育課程 特論		1		幼稚園免許特例教 科目として開講
保育内容の研 究・特別総論		1		幼稚園免許特例教 科目として開講
教育方法・技 術特論(初等)		1		幼稚園免許特例教 科目として開講
幼児理解特論		1		幼稚園免許特例教 科目として開講
福祉と養護		2		保育士資格特例教 科目として開講
子ども家庭支 援特論		1		保育士資格特例教 科目として開講
子どもの保健 特論		1		保育士資格特例教 科目として開講
子どもの食と 栄養特論		1		保育士資格特例教 科目として開講
乳児保育特論		2		保育士資格特例教 科目として開講

卒業要件

- 1 共通教育科目群及び教育学科専門教育科目群より、合計124単位以上を修得しなければならない。
- 2 共通教育科目群においては、必修2単位を含む32単位以上を修得しなければならない。
- 3 教育学科専門教育科目群においては、基本科目・演習科目12単位、基幹科目・発展科目より80単位以上を含む92単位以上を修得しなければならない。

別表第2（第11条関係）〔保育学コース〕

必修科目

法定基準			本学基準			備考
区分	科目	単位数	本学授業科目	単位数		
				通信	面接	

保育の本 質・目的に 関する科目	保育原理（講義）	2	保育原理	2		
	教育原理（講義）	2	教育原理	2or2		
	子ども家庭福祉（講義）	2	子ども家庭福祉 I	2		
	社会福祉（講義）	2	社会福祉論	2		
	子ども家庭支援論（講義）	2	子ども家庭支援論	2		
	社会的養護 I（講義）	2	社会的養護 I	2		
	保育者論（講義）	2	保育者論	2		
保育の対象 の理解に 関する科目	保育の心理学（講義）	2	発達心理学	2		
	子ども家庭支援の心理学（講義）	2	子ども家庭支援の心理学	2		
	子どもの理解と援助（演習）	1	子どもの理解と援助		1	
	子どもの保健（講義）	2	子どもの保健	2		
	子どもの食と栄養（演習）	2	子どもの食と栄養	1	1	
保育の内 容・方法に 関する科目	保育の計画と評価（講義）	2	幼児教育課程論	2		
	保育内容総論（演習）	1	保育内容（総論）	2		
	保育内容演習	5	保育内容（健康）	1	1	

	習（演習）		康)			
			保育内容（人間関係）	1	1	
			保育内容（環境）	1	1	
			保育内容（言葉）	2		
			保育内容（表現）		2	
	保育内容の理解と方法（演習）	4	子どもと音楽表現	1	1	
			子どもと造形表現	1	1	
			子どもと身体表現	1	1	
	乳児保育Ⅰ（講義）	2	乳児保育論	2		
	乳児保育Ⅱ（演習）	1	乳児保育演習		1	
	子どもの健康と安全（演習）	1	子どもの健康と安全		1	
	障害児保育（演習）	2	障害児保育論Ⅰ	1	1	
	社会的養護Ⅱ（演習）	1	社会的養護Ⅱ	1	1	
	子育て支援（演習）	1	子育て支援		1	
保育実習	保育実習Ⅰ（実習）	4	保育実習Ⅰ A（保育所）	2		
			保育実習Ⅰ B（施設）	2		
	保育実習指導Ⅰ（演習）	2	保育実習指導Ⅰ A（保育		1	

			所)			
			保育実習指導ⅠB(施設)		1	
総合演習	保育実践演習(演習)	2	保育・教職実践演習(幼)		2	
法定基準単位数合計		51	修得単位数合計	60		

選択必修科目

法定基準		本学基準				備考
系列	単位数	授業科目	単位数			
			通信	面接		
保育の本質・目的に関する科目		6単位以上	幼児教育原理	2		6単位以上選択必修
			子ども家庭福祉Ⅱ	2		
			現代保育論	2		
保育の対象の理解に関する科目			幼児理解	2		
			保育の内容・方法に関する科目		障害児保育論Ⅱ	
子どもと健康	1				1	
子どもと人間関係	1				1	
子どもと環境	1				1	
子どもと言葉	1				1	
保育実習	保育実習Ⅱ（実習）	2単位以上	保育実習Ⅱ（保育所）	2		2単位以上選択必修
	保育実習Ⅲ（実習）					
	保育実習指	1単位以上	保育実習指		1	1単位以上選択必修

	導Ⅱ（演習）		導Ⅱ（保育所）			択必修
	保育実習指導Ⅲ（演習）					
決定基準単位数合計	9以上	修得単位数合計	9以上			

選択科目

法定基準		本学基準			備考
系列	単位数	授業科目	単位数		
			通信	面接	
特設科目		一福祉と養護	2		保育士資格特例教科目として開講
		子ども家庭支援特論	1		保育士資格特例教科目として開講
		子どもの保健特論	1		保育士資格特例教科目として開講
		子どもの食と栄養特論	1		保育士資格特例教科目として開講
		乳児保育特論	1	1	保育士資格特例教科目として開講

別表第3—1 削除

別表第3—2 削除

別表第4（第49条関係）

〔学費 平成18年度の入学生に適用〕 削除

〔学費 平成19年度の入学生及び科目等履修生に適用〕 削除

〔学費 平成20年度の入学生及び科目等履修生に適用〕 削除

〔学費 平成21年度の入学生及び科目等履修生に適用〕 削除

〔学費 平成22年度の入学生及び科目等履修生に適用〕 削除

〔学費 平成23年度の入学生及び科目等履修生に適用〕 削除

〔学費 平成24年度・平成25年度の入学生及び科目等履修生に適用〕 削除

〔学費 平成26年度の入学生及び科目等履修生に適用〕 削除

〔学費 平成27年度・平成28年度の入学生及び科目等履修生に適用〕

(単位は円)

種別	正科生	科目等履修生	備考
入学金	30,000	—	
編入学金	30,000	—	
教育充実費（設備費）	15,000	15,000	
科目等履修登録料	—	40,000	
授業料	140,000（年間）	5,000（1単位） （※4）	
面接授業（スクーリング）本学（三宮を含む） 会場受講料 A群科目（※1）1単位につき	5,000	5,000	
面接授業（スクーリング）本学以外の会場受講料 A群科目（※1）1単位につき	7,500	7,500	
面接授業（スクーリング）本学（三宮を含む） 会場受講料 B群科目（※2）1単位につき	10,000	10,000	
面接授業（スクーリング）本学以外の会場受講料 B群科目（※2）1単位につき	15,000	15,000	
面接授業（スクーリング）本学（三宮を含む） 会場受講料 C群科目（※3）1科目につき	5,000	5,000	
面接授業（スクーリング）本学以外の会場受講料 C群科目（※3）1科目につき	7,500	7,500	
科目等履修継続料	—	40,000	
卒業論文（研究）審査料	3,000	—	
資格登録料		—	
幼稚園1種	50,000	50,000 （※5）	
小学校1種	50,000	50,000	

特別支援学校1種	50,000	(※6) 50,000	
保育士資格	50,000	(※7) —	
社会福祉士受験資格	50,000	50,000 (※8)	
転籍料	30,000	—	

※1 A群科目は、「健康行動学」、「日本国憲法」、「多文化社会」、「情報と社会」、「国際理解教育論」、「環境教育論」、「教育原理」、「児童教育学演習Ⅰ」、「児童教育学演習Ⅱ」、「教職実践演習（幼・小）」、「児童教育学特殊講義Ⅰ」、「児童教育学特殊講義Ⅱ」、「特別支援教育基礎理論」、「知的障害児の心理B」、「肢体不自由児の心理・生理・病理B」、「病弱児の心理・生理・病理B」、「知的障害児教育論ⅠB」、「肢体不自由児教育論B」、「視覚障害児の心理・生理・病理」、「視覚障害児教育指導法」、「発達障害児教育論B」、「人体の構造と機能及び疾病」、「社会福祉学演習Ⅰ」、「社会福祉学演習Ⅱ」、「社会福祉援助技術論Ⅰ」、「相談援助実習指導Ⅱ」、「ボランティア論」、「時事問題からみる社会福祉」、「海外の福祉」、「公衆衛生論」、「社会福祉学特殊講義Ⅰ」、「社会福祉学特殊講義Ⅱ」、「就労支援サービス」、「更生保護制度」、「社会福祉学特殊講義Ⅲ」、「社会福祉学特殊講義Ⅳ」とする。

※2 B群科目は、「英語コミュニケーションⅠ」、「英語コミュニケーションⅡ」、「基礎体育学」、「理科」、「体育」、「音楽」、「美術」、「教科教育法・音楽」、「教科教育法・図画工作」、「教科教育法・体育」、「教科教育法・理科」、「保育の心理学」、「保育内容の研究・健康」、「保育内容の研究・人間関係」、「保育内容の研究・環境」、「保育内容の研究・表現」、「保育内容の研究・表現技術A」、「保育内容の研究・表現技術B」、「相談援助」、「保育相談支援」、「乳児保育Ⅰ」、「障害児保育論Ⅰ」、「養護内容」、「子どもの保健Ⅱ」、「子どもの食と栄養」、「保育実践演習」、「相談援助演習Ⅱ」とする。

※3 C群科目は、「教育実習事前・事後指導（初等）」、「保育実習指導ⅠA（保育所）」、「保育実習指導ⅠB（施設）」、「保育実習指導Ⅱ（保育所）」、「介護等の体験」（事前指導）、「特別支援学校教育実習事前事後指導」とする。

※4 本学通信教育部を卒業、退学又は本学通学部を卒業した者が別に定める規定により介護等の体験を科目等履修する場合は、1単位相当の授業料を納付するものとする。

※5 本学通信教育部を卒業、退学又は本学通学部を卒業した者が別に定める規定により幼稚園教育実習を科目等履修する場合、幼稚園教諭1種免許状取得を目的として資格登録料をすでに納付した者は徴収しない。

※6 本学通信教育部を卒業、退学又は本学通学部を卒業した者が別に定める規定により小学校教育実習を科目等履修する場合、小学校教諭1種免許状取得を目的として資格登録料をすでに納付した

者は徴収しない。

※7 本学通信教育部を卒業、退学又は本学通学部を卒業した者が別に定める規定により特別支援学校教育実習を科目等履修する場合、特別支援学校教諭1種免許状取得を目的として資格登録料をすでに納付した者は徴収しない。

※8 本学通信教育部を卒業又は本学通学部を卒業した者が別に定める規定により相談援助実習、相談援助実習指導Ⅰ及び相談援助実習指導Ⅱを科目等履修する場合、社会福祉士受験資格取得を目的として資格登録料をすでに納付した者は徴収しない。

〔学費 平成29年度・平成30年度の入学生及び科目等履修生に適用〕

(単位は円)

種別	正科生	科目等履修生	備考
入学金	30,000	—	4月入学生は4月1日現在、10月入学生は10月1日現在で満60歳以上の者が、教員免許状又は資格取得を目的とせずに入学する場合は、全額免除とする。
編入学金	30,000	—	4月入学生は4月1日現在、10月入学生は10月1日現在で満60歳以上の者が、教員免許状又は資格取得を目的とせずに入学する場合

			は、全額免除とする。
教育充実費（設備費）	15,000	15,000	4月入学生及び4月科目等履修生は4月1日現在、10月入学生及び10月科目等履修生は10月1日現在で満60歳以上の者が、教員免許状又は資格取得を目的とせずに入學する場合は、入學年度に限り全額免除とする。
科目等履修登録料	—	40,000	4月科目等履修生は4月1日現在、10月科目等履修生は10月1日現在で満60歳以上の者は、全額免除とする。
授業料	140,000（年間）	5,000（1単位） （※4）	
面接授業（スクーリング）本学（三宮を含む） 会場受講料 A群科目（※1）1単位につき	5,000	5,000	

面接授業（スクーリング）本学以外の会場受講料 A群科目（※1）1単位につき	7,500	7,500	
面接授業（スクーリング）本学（三宮を含む）会場受講料 B群科目（※2）1単位につき	10,000	10,000	
面接授業（スクーリング）本学以外の会場受講料 B群科目（※2）1単位につき	15,000	15,000	
面接授業（スクーリング）本学（三宮を含む）会場受講料 C群科目（※3）1科目につき	5,000	5,000	
面接授業（スクーリング）本学以外の会場受講料 C群科目（※3）1科目につき	7,500	7,500	
科目等履修継続料	—	40,000	4月科目等履修生は4月1日現在、10月科目等履修生は10月1日現在で満60歳以上の者は、全額免除とする。
卒業論文（研究）審査料	3,000	—	
資格登録料		—	
幼稚園1種	50,000	50,000 (※5)	
小学校1種	50,000	50,000 (※6)	
特別支援学校1種	50,000	50,000 (※7)	
保育士資格	50,000	—	
社会福祉士受験資格	50,000	50,000	

		(※8)	
転籍料	30,000	—	

※1 A群科目は、「健康行動学」、「日本国憲法」、「多文化社会」、「情報と社会」、「国際理解教育論」、「環境教育論」、「教育原理」、「児童教育学演習Ⅰ」、「児童教育学演習Ⅱ」、「教職実践演習（幼・小）」、「児童教育学特殊講義Ⅰ」、「児童教育学特殊講義Ⅱ」、「特別支援教育基礎理論」、「知的障害児の心理B」、「肢体不自由児の心理・生理・病理B」、「病弱児の心理・生理・病理B」、「知的障害児教育論ⅠB」、「肢体不自由児教育論B」、「視覚障害児の心理・生理・病理」、「視覚障害児教育指導法」、「発達障害児教育論B」、「人体の構造と機能及び疾病」、「社会福祉学演習Ⅰ」、「社会福祉学演習Ⅱ」、「社会福祉援助技術論Ⅰ」、「相談援助実習指導Ⅱ」、「ボランティア論」、「時事問題からみる社会福祉」、「海外の福祉」、「公衆衛生論」、「社会福祉学特殊講義Ⅰ」、「社会福祉学特殊講義Ⅱ」、「就労支援サービス」、「更生保護制度」、「社会福祉学特殊講義Ⅲ」、「社会福祉学特殊講義Ⅳ」とする。

※2 B群科目は、「英語コミュニケーションⅠ」、「英語コミュニケーションⅡ」、「基礎体育学」、「理科」、「体育」、「音楽」、「美術」、「教科教育法・音楽」、「教科教育法・図画工作」、「教科教育法・体育」、「教科教育法・理科」、「保育の心理学」、「保育内容の研究・健康」、「保育内容の研究・人間関係」、「保育内容の研究・環境」、「保育内容の研究・表現」、「保育内容の研究・表現技術A」、「保育内容の研究・表現技術B」、「保育内容（健康）」、「保育内容（人間関係）」、「保育内容（環境）」、「保育内容（表現）」、「保育内容（表現技術A）」、「保育内容（表現技術B）」、「相談援助」、「保育相談支援」、「乳児保育Ⅰ」、「障害児保育論Ⅰ」、「養護内容」、「子どもの保健Ⅱ」、「子どもの食と栄養」、「保育実践演習」、「相談援助演習Ⅱ」とする。

※3 C群科目は、「教育実習事前・事後指導（初等）」、「保育実習指導ⅠA（保育所）」、「保育実習指導ⅠB（施設）」、「保育実習指導Ⅱ（保育所）」、「介護等の体験」（事前指導）、「特別支援学校教育実習事前事後指導」とする。

※4 本学通信教育部を卒業、退学又は本学通学部を卒業した者が別に定める規定により介護等の体験を科目等履修する場合は、1単位相当の授業料を納付するものとする。

※5 本学通信教育部を卒業、退学又は本学通学部を卒業した者が別に定める規定により幼稚園教育実習を科目等履修する場合、幼稚園教諭1種免許状取得を目的として資格登録料をすでに納付した者については徴収しない。

※6 本学通信教育部を卒業、退学又は本学通学部を卒業した者が別に定める規定により小学校教育実習を科目等履修する場合、小学校教諭1種免許状取得を目的として資格登録料をすでに納付した者については徴収しない。

※7 本学通信教育部を卒業、退学又は本学通学部を卒業した者が別に定める規定により特別支援学校教育実習を科目等履修する場合、特別支援学校教諭1種免許状取得を目的として資格登録料をす

でに納付した者については徴収しない。

※ 8 本学通信教育部を卒業又は本学通学部を卒業した者が別に定める規定により相談援助実習、相談援助実習指導Ⅰ及び相談援助実習指導Ⅱを科目等履修する場合、社会福祉士受験資格取得を目的として資格登録料をすでに納付した者については徴収しない。

〔学費 平成31（令和元）年度～令和5年度の入学生及び科目等履修生に適用〕

（単位は円）

種別	正科生	科目等履修生	備考
入学金	30,000	—	4月入学生は4月1日現在、10月入学生は10月1日現在で満60歳以上の者が、教員免許状又は資格取得を目的とせずに入学する場合は、全額免除とする。
編入学金	30,000	—	4月入学生は4月1日現在、10月入学生は10月1日現在で満60歳以上の者が、教員免許状又は資格取得を目的とせずに入学する場合は、全額免除とする。
教育充実費（設備費）	15,000	15,000	4月入学生及

			び4月科目等履修生は4月1日現在、10月入学生及び10月科目等履修生は10月1日現在で満60歳以上の者が、教員免許状又は資格取得を目的とせずに入學する場合は、入學年度に限り全額免除とする。
科目等履修登録料	—	40,000	4月科目等履修生は4月1日現在、10月科目等履修生は10月1日現在で満60歳以上の者は、全額免除とする。
授業料	140,000（年間）	5,000（1単位） （※4）	
面接授業（スクーリング）本学（三宮を含む） 会場受講料 A群科目（※1）1単位につき	5,000	5,000	
面接授業（スクーリング）本学以外の会場受講料 A群科目（※1）1単位につき	7,500	7,500	

面接授業（スクーリング）本学（三宮を含む） 会場受講料 B群科目（※2）1単位につき	10,000	10,000	
面接授業（スクーリング）本学以外の会場受講料 B群科目（※2）1単位につき	15,000	15,000	
面接授業（スクーリング）本学（三宮を含む） 会場受講料 C群科目（※3）1科目につき	5,000	5,000	
面接授業（スクーリング）本学以外の会場受講料 C群科目（※3）1科目につき	7,500	7,500	
科目等履修継続料	—	40,000	4月科目等履修生は4月1日現在、10月科目等履修生は10月1日現在で満60歳以上の者は、全額免除とする。
卒業論文（研究）審査料	3,000	—	
資格登録料		—	
幼稚園1種	50,000	50,000 (※5)	
小学校1種	50,000	50,000 (※6)	
特別支援学校1種	50,000	50,000 (※7)	
保育士資格	50,000	—	
社会福祉士受験資格	50,000	50,000 (※8)	
転籍料	30,000	—	

※1 A群科目は、「健康行動学」、「日本国憲法」、「多文化社会」、「情報と社会」、「国際理

解教育論」、「環境教育論」、「教育原理」、「児童教育学演習Ⅰ」、「児童教育学演習Ⅱ」、「特別支援教育入門（初等）」、「教職実践演習（幼・小）」、「児童教育学特殊講義Ⅰ」、「児童教育学特殊講義Ⅱ」、「特別支援教育基礎理論」、「知的障害児の心理B」、「肢体不自由児の心理・生理・病理B」、「病弱児の心理・生理・病理B」、「知的障害児教育論ⅠB」、「肢体不自由児教育論B」、「視覚障害児の心理・生理・病理」、「視覚障害児教育指導法」、「発達障害児教育論B」、「人体の構造と機能及び疾病」、「社会福祉学演習Ⅰ」、「社会福祉学演習Ⅱ」、「社会福祉援助技術論Ⅰ」、「相談援助実習指導Ⅱ」、「ボランティア論」、「時事問題からみる社会福祉」、「海外の福祉」、「公衆衛生論」、「社会福祉学特殊講義Ⅰ」、「社会福祉学特殊講義Ⅱ」、「就労支援サービス」、「更生保護制度」、「社会福祉学特殊講義Ⅲ」、「社会福祉学特殊講義Ⅳ」とする。

※2 B群科目は、「英語コミュニケーションⅠ」、「英語コミュニケーションⅡ」、「基礎体育学」、「理科」、「体育」、「音楽」、「美術」、「教科教育法・音楽」、「教科教育法・図画工作」、「教科教育法・体育」、「教科教育法・理科」、「教科教育法・外国語（英語）」、「子どもの理解と援助」、「保育内容（健康）」、「保育内容（人間関係）」、「保育内容（環境）」、「保育内容（表現）」、「保育内容（表現技術A）」、「保育内容（表現技術B）」、「子どもと音楽表現」、「子どもと造形表現」、「子どもと身体表現」、「子どもと健康」、「子どもと人間関係」、「子どもと環境」、「子どもと言葉」、「相談援助」、「保育相談支援」、「乳児保育Ⅰ」、「子育て支援」、「乳児保育演習」、「障害児保育論Ⅰ」、「養護内容」、「社会的養護Ⅱ」、「子どもの保健Ⅱ」、「子どもの健康と安全」、「子どもの食と栄養」、「保育実践演習」、「保育・教職実践演習（幼）」、「乳児保育特論」、「相談援助演習Ⅱ」とする。

※3 C群科目は、「教育実習事前・事後指導（初等）」、「保育実習指導ⅠA（保育所）」、「保育実習指導ⅠB（施設）」、「保育実習指導Ⅱ（保育所）」、「介護等の体験」（事前指導）、「特別支援学校教育実習事前事後指導」とする。

※4 本学通信教育部を卒業、退学又は本学通学部を卒業した者が別に定める規定により介護等の体験を科目等履修する場合は、1単位相当の授業料を納付するものとする。

※5 本学通信教育部を卒業、退学又は本学通学部を卒業した者が別に定める規定により幼稚園教育実習を科目等履修する場合、幼稚園教諭1種免許状取得を目的として資格登録料をすでに納付した者については徴収しない。

※6 本学通信教育部を卒業、退学又は本学通学部を卒業した者が別に定める規定により小学校教育実習を科目等履修する場合、小学校教諭1種免許状取得を目的として資格登録料をすでに納付した者については徴収しない。

※7 本学通信教育部を卒業、退学又は本学通学部を卒業した者が別に定める規定により特別支援学校教育実習を科目等履修する場合、特別支援学校教諭1種免許状取得を目的として資格登録料をすでに納付した者については徴収しない。

※8 本学通信教育部を卒業又は本学通学部を卒業した者が別に定める規定により相談援助実習、相談援助実習指導Ⅰ及び相談援助実習指導Ⅱを科目等履修する場合、社会福祉士受験資格取得を目的として資格登録料をすでに納付した者については徴収しない。

〔学費 令和6年度以降の入学生及び科目等履修生に適用〕

(単位は円)

種別	正科生	科目等履修生	備考
入学金	30,000	—	4月入学生は4月1日現在、10月入学生は10月1日現在で満60歳以上の者が、教員免許状又は資格取得を目的とせずに入学する場合は、全額免除とする。
編入学金	30,000	—	4月入学生は4月1日現在、10月入学生は10月1日現在で満60歳以上の者が、教員免許状又は資格取得を目的とせずに入学する場合は、全額免除とする。
教育充実費（設備費）	15,000	15,000	4月入学生及び4月科目等

			履修生は4月1日現在、10月入学生及び10月科目等履修生は10月1日現在で満60歳以上の者が、教員免許状又は資格取得を目的とせずに入学的場合は、入学年度に限り全額免除とする。
科目等履修登録料	—	40,000	4月科目等履修生は4月1日現在、10月科目等履修生は10月1日現在で満60歳以上の者は、全額免除とする。
授業料	140,000（年間）	5,000（1単位） （※4）	
面接授業（スクーリング）本学会場受講料 A群科目（※1）1単位につき	5,000	5,000	
面接授業（スクーリング）本学以外の会場受講料 A群科目（※1）1単位につき	7,500	7,500	
面接授業（スクーリング）本学会場受講料 B群科目（※2）1単位につき	10,000	10,000	

面接授業（スクーリング）本学以外の会場受講料 B群科目（※2）1単位につき	15,000	15,000	
面接授業（スクーリング）本学会場受講料 C群科目（※3）1科目につき	5,000	5,000	
面接授業（スクーリング）本学以外の会場受講料 C群科目（※3）1科目につき	7,500	7,500	
科目等履修継続料	—	40,000	4月科目等履修生は4月1日現在、10月科目等履修生は10月1日現在で満60歳以上の者は、全額免除とする。
資格登録料		—	
幼稚園1種	50,000	50,000 (※5)	
小学校1種	50,000	50,000 (※6)	
特別支援学校1種	50,000	50,000 (※7)	
保育士資格	50,000	—	
転籍料	30,000	—	

※1 A群科目は、「健康行動学」、「日本国憲法」、「多文化社会」、「情報と社会」、「国際理解教育論」、「環境教育論」、「教育原理」、「専門演習Ⅰ」、「専門演習Ⅱ」、「教育学演習Ⅰ」、「教育学演習Ⅱ」、「特別支援教育入門（初等）」、「教職実践演習（幼・小）」、「児童教育学特殊講義Ⅰ」、「児童教育学特殊講義Ⅱ」、「特別支援教育基礎理論」、「知的障害児の心理B」、「肢体不自由児の心理・生理・病理B」、「病弱児の心理・生理・病理B」、「知的障害児教育論ⅠB」、「肢体不自由児教育論B」、「視覚障害児の心理・生理・病理」、「視覚障害児教育指導法」、「発達障害児教育論B」とする。

※2 B群科目は、「英語コミュニケーションⅠ」、「英語コミュニケーションⅡ」、「総合英語」、

「基礎体育学」、「スポーツ実技」、「理科」、「体育」、「音楽」、「美術」、「児童体育」、「児童音楽」、「図画工作」、「教科教育法・音楽」、「教科教育法・図画工作」、「教科教育法・体育」、「教科教育法・理科」、「教科教育法・外国語（英語）」、「子どもの理解と援助」、「保育内容（健康）」、「保育内容（人間関係）」、「保育内容（環境）」、「保育内容（表現）」、「子どもと音楽表現」、「子どもと造形表現」、「子どもと身体表現」、「子どもと健康」、「子どもと人間関係」、「子どもと環境」、「子どもと言葉」、「子育て支援」、「乳児保育演習」、「障害児保育論Ⅰ」、「社会的養護Ⅱ」、「子どもの保健Ⅱ」、「子どもの健康と安全」、「子どもの食と栄養」、「保育・教職実践演習（幼）」、「乳児保育特論」とする。

※3 C群科目は、「教育実習事前・事後指導（初等）」、「保育実習指導ⅠA（保育所）」、「保育実習指導ⅠB（施設）」、「保育実習指導Ⅱ（保育所）」、「介護等の体験」（事前指導）、「特別支援学校教育実習事前事後指導」とする。

※4 本学通信教育部を卒業、退学又は本学通学部を卒業した者が別に定める規定により介護等の体験を科目等履修する場合は、1単位相当の授業料を納付するものとする。

※5 本学通信教育部を卒業、退学又は本学通学部を卒業した者が別に定める規定により幼稚園教育実習を科目等履修する場合、幼稚園教諭1種免許状取得を目的として資格登録料をすでに納付した者については徴収しない。

※6 本学通信教育部を卒業、退学又は本学通学部を卒業した者が別に定める規定により小学校教育実習を科目等履修する場合、小学校教諭1種免許状取得を目的として資格登録料をすでに納付した者については徴収しない。

※7 本学通信教育部を卒業、退学又は本学通学部を卒業した者が別に定める規定により特別支援学校教育実習を科目等履修する場合、特別支援学校教諭1種免許状取得を目的として資格登録料をすでに納付した者については徴収しない。

〔その他納付金〕

（単位は円）

種別	正科生	科目等履修生	備考
入学検定料	10,000	10,000	4月入学生及び4月科目等履修生は4月1日現在、10月入学生及び10月科目等履修生は10月1日現在で満60歳以上の者が、教員免許状又は資格取得を目的とせずに入学する場合は、全額免除とする。

			また、科目等履修を継続する場合は不要とする。
転籍検定料	10,000	—	
再試験料	2,000	2,000	1科目につき
実習再手続料	2,000	2,000	2回目以降1回につき
各種手数料	※ 各種手数料については、「学校法人親和学園学費規程」に準じて徴収する。ただし、休学在籍料については、30,000（年額）とする。 また、授業料及び教育充実費以外のスクーリング受講料、再試験料、実習委託料（実費）、資格登録料等を指定納付期限までに納付しない場合は、督促事務手数料（1指定納付期限分につき）として500円を徴収する。		

協定大学からの協定による科目等履修生に関する学費及びその他納付金は別に定める。ただし、〔その他納付金〕の再試験料、実習再手続料、及び各種手数料のうち督促事務手数料については、前表のとおりとする。